

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
汎用申請対象手続一覧 (別表)		汎用申請対象手続一覧 (別表)	
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】		【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官・訟務関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
電解二酸化マンガンを課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
トルエンジイソシアナートに課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
水酸化カリウムに課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
高重合度 P E T に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条
炭素鋼製突合せ溶接式継手に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 <u>不当廉売関税等に関する政令第 19 条</u> 炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令第 5 条

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
T C P P に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税等に関する政令第 19 条 トリス（クロロプロピル）ホスフ ェートに対して課する不当廉売 関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 トリス（クロロプロピル）ホスフ ェートに対して課する不当廉売 関税に関する政令第 5 条
炭酸二カリウムに課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税等に関する政令第 19 条 炭酸二カリウムに対して課する不 当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 炭酸二カリウムに対して課する不 当廉売関税に関する政令第 5 条
溶融亜鉛めっき鉄線に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税等に関する政令第 19 条 溶融亜鉛めっき鉄線に対して課す る不当廉売関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 溶融亜鉛めっき鉄線に対して課す る不当廉売関税に関する政令第 5 条
黒鉛電極に課された不当廉売関税に係る還付申請	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税等に関する政令第 19 条 黒鉛電極に対して課する不当廉売 関税に関する政令第 5 条	(同左)	定率法第 8 条第 32 項 不当廉売関税に関する政令第 19 条 黒鉛電極に対して課する不当廉売 関税に関する政令第 5 条
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																				
【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】		【特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定製造者・認定通関業者関係】																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>特例輸入関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出兼用）（特例輸入者）</td> <td>                     関法第 7 条の 9 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用）                      電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。）第 4 条第 3 項                      関規則第 1 条の 4（関規則第 10 条第 4 項を準用）                      電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号。以下「電帳規則」という。）第 2 条第 9 項                      関基 7 の 9 - 2（<u>関基 94 の 2 - 33</u>を準用）                 </td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>特定輸出関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（特定輸出者）</td> <td>                     関法第 67 条の 8 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用）                      関規則第 8 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用）                      関基 67 の 8 - 2（<u>関基 94 の 2 - 33</u>を準用）                 </td> </tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(省略)	(省略)	特例輸入関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出兼用）（特例輸入者）	関法第 7 条の 9 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。）第 4 条第 3 項 関規則第 1 条の 4（関規則第 10 条第 4 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号。以下「電帳規則」という。）第 2 条第 9 項 関基 7 の 9 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 33</u> を準用）	(省略)	(省略)	特定輸出関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（特定輸出者）	関法第 67 条の 8 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 関規則第 8 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用） 関基 67 の 8 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 33</u> を準用）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手続名称</th> <th>根拠法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>                     関法第 7 条の 9 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用）                      電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。）第 4 条第 3 項                      関規則第 1 条の 4（関規則第 10 条第 4 項を準用）                      電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号。以下「電帳規則」という。）第 2 条第 9 項                      関基 7 の 9 - 2（<u>関基 94 の 2 - 37</u>を準用）                 </td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td>                     関法第 67 条の 8 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用）                      関規則第 8 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用）                      関基 67 の 8 - 2（<u>関基 94 の 2 - 37</u>を準用）                 </td> </tr> </tbody> </table>	手続名称	根拠法令等	(同左)	(同左)	(同左)	関法第 7 条の 9 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。）第 4 条第 3 項 関規則第 1 条の 4（関規則第 10 条第 4 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号。以下「電帳規則」という。）第 2 条第 9 項 関基 7 の 9 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 37</u> を準用）	(同左)	(同左)	(同左)	関法第 67 条の 8 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 関規則第 8 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用） 関基 67 の 8 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 37</u> を準用）
手続名称	根拠法令等																					
(省略)	(省略)																					
特例輸入関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出兼用）（特例輸入者）	関法第 7 条の 9 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。）第 4 条第 3 項 関規則第 1 条の 4（関規則第 10 条第 4 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号。以下「電帳規則」という。）第 2 条第 9 項 関基 7 の 9 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 33</u> を準用）																					
(省略)	(省略)																					
特定輸出関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出（特定輸出者）	関法第 67 条の 8 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 関規則第 8 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用） 関基 67 の 8 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 33</u> を準用）																					
手続名称	根拠法令等																					
(同左)	(同左)																					
(同左)	関法第 7 条の 9 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号。以下「電帳法」という。）第 4 条第 3 項 関規則第 1 条の 4（関規則第 10 条第 4 項を準用） 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成 10 年大蔵省令第 43 号。以下「電帳規則」という。）第 2 条第 9 項 関基 7 の 9 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 37</u> を準用）																					
(同左)	(同左)																					
(同左)	関法第 67 条の 8 第 2 項（関法第 94 条の 2 第 3 項を準用） 関規則第 8 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用） 関基 67 の 8 - 2（ <u>関基 94 の 2 - 37</u> を準用）																					

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
【調査関係】		【調査関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出 (輸入者)	関法第 94 条の 2 第 3 項 関規則第 10 条第 4 項 <u>関基 94 の 2 - 33</u>	(同左)	関法第 94 条の 2 第 3 項 関規則第 10 条第 4 項 <u>関基 94 の 2 - 37</u>
関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出 (輸出者)	関法第 94 条の 2 第 3 項 関規則第 11 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用） <u>関基 94 の 2 - 36</u> （ <u>関基 94 の 2 - 33</u> を準用）	(同左)	関法第 94 条の 2 第 3 項 関規則第 11 条第 1 項（関規則第 10 条第 4 項を準用） <u>関基 94 の 2 - 40</u> （ <u>関基 94 の 2 - 37</u> を準用）
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)